

法律上の区分と「反証を許さない推定則」

——アメリカ最高裁判所（1971～1975）——

釜 田 泰 介

目 次

- 一. はじめに
- 二. 「反証を許さない推定則」——その内容——
- 三. 1970年最高裁と「反証を許さない推定則」
- 四. 「反証を許さない推定則」——その特質——
- 五. むすび

一. はじめに

アメリカで採用されている司法審査制度はすでに人類の歴史過程である程度の実験が終えられたものから導入されたものではなく、いまだその実験の試みが続けられているものである。ゆえにこれは確立され形が定まったものではなく日々新たなる実験が加えられている制度といえよう。このように出発点においてその全体像が確定されていなかった制度というものはその運用過程においてはじめて具体的な姿を呈するという面があるがゆえに、この制度をどのような姿に形造るかについての論争がたえず繰返される。司法審査制度に関するこのイメージ論争ともいうべきものはいくつかの領域に別れるが、その主なものを取り上げてみても権限の根拠、範囲、行使の基準、機能等をめぐるものが考えられる。まず永遠の論争として司法審査の憲法上の根拠をめぐらる問題、すなわちアメリカ憲法上に明文規定が存在しないことから権限の根拠を問う論争があり、次には仮に第一の問題が解決され憲法上根拠ありということになってからもあらゆる憲法問題に審査権は及ぶのかという論争が生じてくる。そしてある問題が審査の対象になるとされた場合でもその審査の基準は常に一定である

べきかどうかという議論があり、最後にこの司法審査制度が現実に果す機能を明らかにすることでこの制度の是非を論ずるといふものがある。これらはいずれも相互に関連をもって審査権の具体的行使過程で展開されていく論争である。このような議論の根底にはいずれもこの制度は多数派の意思の善悪は別として外見上多数派の意思を憲法の名の下に無視しようという、事の重大性についての認識が存在しているのである。憲法はたしかに多数派の意思に対する制約として存在しているものであるから、司法審査の結果違憲判断を通じて多数派の意思が押えられ少数派の意思が尊重されることはむしろ憲法が本来予定していることであると言えなくはないが、少数者の権利を保護するということが少数者による多数者の抑制、少数者による支配ということにつながってはならない。まさにこの多数と少数の関係の均衡をどのように保っていくかという点に憲法判断の難しさがあるのである。多数者と少数者の問題は憲法判断基準論との関係では審査の厳格性の程度という形をとって現われてくる。言いかえれば憲法問題の性格により裁判所が議会という多数者の判断に介入していく様子は変わってくるのである。すなわちそれが平等権の問題か、精神的自由権の問題か、経済的自由権の問題か、刑事手続の問題か等により審査の基準の多様性という現象が生じてくるのである。

本稿はこの司法審査の基準問題の一つとして1970年代に入ってから注目を集めている「反証を許さない推定則」(Irrebuttable Presumption

Analysis) という基準をとり上げ、司法審査がもつ前述のごとき本質的性格を念頭におきつつその内容、特質を明らかにすることを目的とするものである。

二. 「反証を許さない推定則」

——その内容——

推定とは立証ずみの事実から別の事実を引き出すことを言い、通常この前者の事実を基本事実 (Basic Fact)、後者の事実を推定事実 (Presumed Fact) と呼ぶ¹⁾。たとえば7年間消息不明の者は死亡したものとみなすということは、7年間の消息不明という証明可能な基本事実から死亡という推定事実が引き出されることを意味しているのである。基本事実が証明済の事実であるのに対して推定事実は証明されていない点に特徴があるのでこれは必ずしも事実と一致するものとは限らない。そこで通常このような推定というものを働かせる場合にはその推定事実に対する反対証拠の提出を認め、反証がなされればその推定事実を否定する道が開かれているのである。これを反証を許す推定 (Rebuttable Presumption) と呼ぶ。前述の例で言うならある当事者が7年間の消息不明を証明した場合そこからは死亡という推定事実が引き出されるのであるが、この推定が反証を許す推定の場合には他方の当事者が死という推定事実の非存在を証明すればこの推定はくつ返されるのである。ところが推定の中には基本事実が一旦証明されるとそこから引き出される推定事実はその存在を否定する反対証拠に関わりなく事実として受け入れられてしまう場合がある。これを反証を許さない推定 (Irrebuttable Presumption) という。前述の例で言うなら7年間消息不明の者はたとえ生存の証拠があっても死亡は事実とされる場合である。この反証を許さない推定というものはこのように関係者の言い分あるいは立証を求めずに事実と断定するところに特徴があるので、ここからして憲法の要請する適正手続との関係が問題となってくるのである。アメリカ憲法修正5条並びに14条は「何人も法の適

正手続を受けずに生命、自由、財産を剥奪されない」と定めることで、不利益を受ける者にそれに先立つ聴聞、反駁の機会を保障している。したがって本人の反証なしにある事柄を事実として受け入れさせることはこの適正手続の要請とは相入れない面があるのである。最高裁判所の司法審査基準の一つとしてあげられる「反証を許さない推定則」に基づく違憲判断というものは法規が先に述べたように基本事実の存在から推定事実を引き出すような内容を定めている場合、それを適正手続違反とするものなのである。

適正手続条項というものは手続という言葉を使っているが、アメリカにおいてこれが手続、実体の両方を規制する規範として解釈されてきたことは周知の事実である。いわゆる Procedural Due Process と Substantive Due Process との基本的相違は、前者が議会によってすでに決定され法律を通して表明されている公の政策の執行過程を取り扱うものであるから、これは行政権と司法権の専断的な行使から国民を保護することを意図しているのに対し、後者は立法部の形成した政策そのものの妥当性を取り扱うもので、したがって立法権の専断的な行使から国民を保護するという機能を果すものなのである²⁾。そして裁判所の持っている能力との関係からして前者の手続領域での裁判所の介入は今日に至るまで裁判所の機能の固有領域として受け入れられてきている一方で、実体的な政策形成領域に裁判所が介入することは望ましいことではないと言われてきた。特に1937年以前の最高裁が実体的な領域に積極的に介入したことに對する批判は今日でも記憶に新しいところである。すなわちアメリカ最高裁判所は1930年代の末期から Substantive Due Process の立場をとることに対してはかなり消極的になってきたのである。「反証を許さない推定則」というものは外見的には手続面を問題にしているような印象を与えるがその内容は法規の実体面を問題とするものなのである。なぜならたとえば7年の消息不明者が死亡という推定事実に対する反駁

の機会を認められなかったということから適正な手続に反するとされることは、これが手続面を規律する原則であるという印象を与えがちであるが、実際には7年間の消息不明者とそうでない者とを死亡の判定に関し区分することの正当性を判断することであるからこの原則は実体面を規律する原則なのである。それは後に見る1970年代になってからこの原則の適用された事例の多くにおいて当事者によって平等違反の主張がなされていたことからわかるのである。

実体則としてのこの原則はどのような推移をたどって今日に至ったかをみると、まず1920年代から30年代にかけてこの原則を適用した違憲判断として、1926年の *Schlesinger v. Wisconsin*³⁾、1932年の *Heiner v. Donnan*⁴⁾、1931年の *Hooper v. Tax Commission*⁵⁾ がある。これらはいずれも税法に関する判例である。*Schlesinger Case* と *Heiner Case* は贈与税の条項が問題となった事件で、同条項は贈与者の死亡に先立つ一定期間内になされた贈与は自己の死を予期してなされたものとみなすとしていた。すなわち死に先立つ一定期間内に贈与が完了したという基本事実が立証されるとそこからそれは死を予期して行われたという贈与者の意思についての推定事実が引き出されることになっていたのである。したがってここでは贈与者の真意は無関係であり本人に反証の機会を認められないのであるから同条項は適正手続違反とされたのであった。これは手続違反とされているがその内容は贈与税に関しこのような区分をおくという議会の実体則に対して介入したものであった。1930年代前半までにみられるこの原則の適用は1937年の最高裁の変化⁶⁾を契機に衰退していく。すなわち1930年代初頭まで *Substantive Due Process* の立場に反対の意思を表明していた *Holmes, Brandeis, Stone*⁷⁾ というような少数グループは多数派に転じ、その変化の影響は *United States v. Carolene Prods. Co.* 事件判決⁸⁾ に象徴的に反映されているというべきであろう。この事件の被告は *Federal Filled Milk Act* について、これは加工乳は混

ぜ物をした悪い食料品で国民の健康を害するものであるという絶対的推定を行っているという主張したのに対し最高裁はこれを認めなかったのである。この事件を境として経済社会立法に対する審査基準をゆるめるといいうゆる二重の基準論⁹⁾が展開されていくのである。その後この原則に対し最高裁判所は極度に懐疑的な態度をとるようになりあまり顧みられなくなるのである¹⁰⁾。そして1970年代になりその復活をみるのである。以下この70年代の諸事件の内容とその特質を分析してみたい。

三. 1970年代最高裁と「反証を許さない推定則」

1970年代に入って今日までにこの原則の適用により違憲とされた例が5件存在する¹¹⁾。それぞれの内容について概観してみたい。

最初の例としてあげられるものに *Bell v. Burson* 事件¹²⁾がある。この判決はこの原則を適用する旨を明言してはいないが、後に1974年の *LaFleur Case* においてこの原則の先例として引用されているし、一般にも70年代における最初の例とされている¹³⁾。

ジョージア州法は自動車運転者に強制保険に加入する義務を課していなかった。同州は保険に入っていない運転者が事故を起して、その被害者によって請求される損害額を支払うという意思表示を州の担当機関に行わない場合には運転免許を停止するという規定を置いていた。このような運転者は自分は当該事故に責任がないということを立証することで免許停止を避ける機会を与えられてはいなかったのである。州側は過失と責任は当該免許停止制度には無関係であるという理由で責任に関する聴聞を与える必要がないと主張したのに対し、最高裁判所は免許剥奪を決定するに際して責任は重要な要素であり、責任がなければ免許の剥奪並びに停止ということも起らず、免許の停止に先立って聴聞の機会を保険をかけていない運転者に与えないことは適正手続に反するとしたのである¹⁴⁾。この判決では反証を許さない推定というような表

現を使っていなくて、手続則の側面から判断が示されているのであるが、これがこの原則の先例として引用されるのは、議会が保険をかけていない運転者はすべて事故に際して過失があったという推定を働かせていたと考えられる事例ともいえるからであろう。

1972年の *Stanley v. Illinois* 事件¹⁵⁾では、イリノイ州法によると親を失った子供は州の監護下に置かれることになっていた。この親の中には婚姻関係にある両親と、婚姻関係にない者のうちの母親（未婚の母）だけが含まれ未婚の父は除外されていた。当該事件は婚姻関係になかった男女のうち母親が死亡し、残された未婚の父親の手許から子供が州の監護下へ移された事件で、当該父親は自分は親としての適格性について聴聞されなかったという点における適正手続違反と、未婚の母親が親としての資格を認められている点におけるその不平等性を主張して争ったものである。最高裁判所は、州側は未婚の父親は子供を養育する資格がないと推定していると認定し、必ずしもすべての未婚の父親が不適格であるとは限らず、ある者は完全なる適格性を備えていることが考えられるから、これは未婚の父親は親として不適格であるという反証を許さない推定に当り適正手続条項に反すると判断した¹⁶⁾。また未婚の父親に適格性についての立証の機会を与えないのは行政の能率、便宜性を重んずるからであるという州側の主張に対しては、最高裁は「憲法は迅速性、効率よりもっと高い価値を承認しているのである」¹⁷⁾としてこれを拒否し、本件では個々人の能力に基づいて判断する手続をとるべきであるとしている。この判決にみられるごとく「反証を許さない推定側」は議会の示した区分に対する正当化を否定する面と、行政の便宜性を重んずる判断を拒否する面をもっているのである¹⁸⁾。これは他の事件においてもみられることである。

次に「反証を許さない推定則」の特質を明白に示している判例として1973年の *Vlandis v. Kline* 事件¹⁹⁾がある。この事件においてコネティカット州は州立大学に在学している学生を、

州住民と非州住民とに分け、後者には前者より高い授業料と非州住民費用の支払いを定めていた。非州住民を区分する基準は、未婚の学生の場合には入学申請前の一年間に法律上の住所がコネティカット州外にあった場合には非州住民とされ、既婚学生に関しては入学申込時の住所がコネティカット州外にある場合には非州住民とされることになっていた。このような州住民、非州住民の認定は一旦確定すると在学期間中ずっと効力を持ち反駁不可能となるのである。このような法律は1971年の7月から施行されていた。ゆえにこれは入学申請の時点で既婚学生はコネティカット州外で生活していたという事実、未婚学生の場合には申請前の一年間に同州外に住んでいたという事実から非州住民という推定事実が引き出され、そしてこの推定事実に対しては反証を許さないということになっていたのである。本件の当事者は二人で、一人は既婚学生、他の一人は未婚の学生であった。既婚学生は1971年5月カリフォルニア大学在学中にコネティカット住民と婚約し、婚約中に彼女は結婚後コネティカットに永住するつもりでカリフォルニアからコネティカット大学に入学申し込みをし許可された。結婚後コネティカットに住居をかまえ、コネティカットの自動車免許を取得し自動車を同州に登録し、またコネティカット州選挙民として登録を終えた。1971年の7月から施行された前記法規により大学は右学生を非州住民学生に分類し規定の授業料を支払わせた²⁰⁾。いま一人の未婚学生は、1971年1月にオハイオ州から入学申請をし許可された後、同年8月住居を同州へ移し、同州の自動車免許を取得し自動車を同州へ登録し、また同州選挙民として登録されていた。本件の争点は住民と非住民に対して扱いを異にすることの是非ではなく、住民、非住民の定義が争いの対象になったのである。すなわち明らかにコネティカット州民であるという証拠を提出することにより非住民という推定をくつ返す憲法上の権利が認められるかどうかということであった。

第一審の連邦地裁は州が住民学生よりは非住

民学生に対しより高い授業料とその他の費用を課すことは許されるが、州はこの範ちゅうに属していない者を非住民学生として区別してはならないと修正 14 条違反の判断を示した²¹⁾。最高裁判所はこの判断を確認したのである。最高裁は本件を反証を許さない推定を採用した例とみなし、前述した *Heiner Case*, *Bell Case*, *Stanley Case* の論理は本件にも適用があるとした。すなわち州外から申請する者全員が州住民になる意思のないものとするのは必ずしもできないとしているのである²²⁾。この判決の中において最高裁は次のように反証を許さない推定が適正手続違反になる場合の基準を述べている点に注目する必要がある。「コネティカット州はその大学制度において授業料とその他の費用の率を配分するに際し、住所によって決めようとしているのであるから、永久にして反証を許さない非住民という推定に基づいて住民に認められている率をある者に拒絶することは次の条件を満たす時適正手続条項により禁止される。その条件の第一はこの推定が必ずしもまたは一般的に言って實際上真実とはかぎらない時であり、第二は州はこの重大な決定を下す上で合理的な別の手段をもっている時である。適正手続の基準は州が当該人物に自分は住民としての率を受ける資格を持っている善意の住民であることを立証する証拠を提出する機会を認めるよう求めている。当該法は被上告人から彼らがコネティカットの住民でないという推定を反駁する機会を永久に奪っているがゆえに、当該法は適正手続を踏まずに彼らから相当額の金銭を剝奪する効果をあげているのである」²³⁾と判断した。当判決は最後に州が同州の大学の質を守り維持するという正当な利益と、同州の善意の住民を授業料面で特惠待遇するという権利を正当なものと認めながらも、このような正当な目的を達成するために同州により採用された手段である反証を許さない推定は憲法上許されないということ、並びに目的達成のためには他にも手段が存在するということを述べているのである²⁴⁾。ここからしてこれは正当なる目的達成の手段を

吟味しての違憲判決であることが明らかとなる。しかしこのような「反証を許さない推定則」を適用することには反対意見²⁵⁾も述べられていた。

次に同 1973 年、最高裁判所は *United States Dept. of Agriculture v. Murry*²⁶⁾ において同じくこの原則を適用して違憲判決を下したのである。1964 年の *Food Stamp Act* は国民の健康と福祉を守るために特に低所得家庭に食費の援助を行っていた。が、この法律施行後 1960 年代の末期までにこの企画が貧困でない者、たとえば大学生、裕福な家庭の子供等により濫用されているという事実が認定されるに至り、議会は同法を 1970 年に改正し、18 歳以上で連邦所得税法上他人の扶養者とされている者を同居させている家庭は当該税年度を含め二年間 *Food Stamp* 受給の対象からはずすとした。ここではこの種の扶養者を同居させている家庭は独立の収入源があるので *Food Stamp* の必要はないと推定されたのである。本件はこのような推定が正しくなかった当事者から提起された *Class Action* であったが、そのうちの当事者の一人は離婚した女性で二人の息子と孫と同居していた。彼女の収入源は前夫からの子供の養育費であったが実際の支出は前夫からの仕送りでは足らなく *Food Stamp* を受けていた。ところが前夫が 1971 年度税申告において二人の息子と孫を扶養者と申請したため、息子の一人が 19 歳であったことから彼女は *Food Stamp* を拒否されるに至った。最高裁判所はこの法律は税法上の扶養者を同居させている家庭は貧困ではなく同法の補助をうけなくてもやっつけられるという反証を許さない推定を含んでいて、これは事実と反した推定であるとして適正手続違反を宣告し、*Vlandis Case*, *Stanley Case*, *Bell Case* を本件に適用した²⁷⁾。

また行政の便宜性についても判断を下している。多数意見を述べた *Douglas* 判事が「前年度において税法上の扶養者であったということは次の年におけるその扶養者の貧困性というものと何ら関係をもっていないと思える。聴聞をせずにあるいは証人を喚問せずに事実について

の認定をすることなく、ある家庭が行っている **Food Stamp** に対する有資格についての主張を自動的に拒否するような単純な税法上の扶養者テストを行うことは行政的観点からするとより便宜性を備えたものであることは疑いの余地がない²⁸⁾とした後、憲法は迅速性と効率よりより高い価値を認めているものであるという **Stanley** 判決中の一文を引用することでこの考え方を否定していることに注目する必要がある。ここにも「反証を許さない推定則」というものが区分に対する議会の判定を拒否する側面と、同時に行政の便宜性を優位させるという議会の判断を拒否する側面とが明らかに示されているのである。

次に注目すべき事件は 1974 年の **Cleveland Board of Education v. LaFleur** 事件²⁹⁾である。本件はオハイオ州とバージニア州において女教師に対して課されている妊娠に伴う強制休暇制度の合憲性が争われたものである。オハイオ州で問題となった規制は出産予定日の 5ヶ月前から無給で出産休暇をとるよう要請していた。この規則の内容は申請を休暇をとる 2週間前までになすこと、出産休暇をとった者は子供が 3ヶ月に達した後に始まる学期まで職場復帰できない、職場復帰に際しては医師からの健康証明書と健康診断が要請される、この出産休暇条項を守らないと解雇理由とされ、また職場復帰に際しては単に優先権が与えられるにすぎないという内容のものであった³⁰⁾。このような規定の正当化理由を州側は二つ述べている。第一に確定した職場離脱日を定めることは代替者を見つけ授業の継続性を維持するために必要であるということ。第二は妊娠後期においては十分任務を遂行できないからそのような教師を排除することで当該教師と子供の健康を守り、生徒に対しては肉体的に十分な力を備えた教師を常にあてがうことを保障するということであった。最高裁はこの二つの州側の主張に対しその目的の正当性を認めつつもその達成手段の違憲性を次のように述べるのである。第一の目的と強制休暇の関係については専断的に職場離脱日を決める

ことは「教育の継続を維持するという有効な州の利益に何ら合理的な関連性をもっていない」³¹⁾と判断すると同時に「教師が彼らの状態について十分前もって報告をするように求められているかぎり妊娠の後期段階に職場離脱の確定日を自分で選択するとしても、それはそれで十分教育委員会の目的にかなうものであると同時に女性の憲法上保障されている(子供を生む)自由の行使にはるかにゆるい負担を課すものである」³²⁾として当該目的を達成する上にはもっと侵害性の少ない手段のあることを指摘した。肉体的に不十分な教師を排除するという第二の目的については次のように判断する。目的は正当であるがこの規則の適用範囲が広すぎるとしてその理由を「この条項は妊娠 5ヶ月から 6ヶ月に達している女教師はすべて肉体的に教師を継続できないという決定的な推定にあたる。ここには各教師のもっている仕事継続上の能力に関し教師の医師または教育委員会の個別的判定が存在していないのである。このルールは肉体的不能についての反証を許さない推定を含んでおり、この推定は女性の肉体的状態に関する医師の証明がまったく逆の場合でさえ適用されるのである」³³⁾と述べる。このような状態に対しては **Vlandis Case**, **Stanley Case** 等の一連の先例が適用されるとして次のような判断を下す。「これらの諸原則が当法廷に提出されている本件判決を拘束するものである。これらの事件における医学専門鑑定家は多くの点において意見を異にしているが一つの点に関しては同意している。それは妊娠の一定時期を過ぎた後における特定の妊娠女性の仕事継続能力はまったく個人的な事柄であるということである。たとえ今問題となっている規則中に定められている特定の職場離脱日以降は肉体的に働くことのできない女性が存在すると仮定しても、当該規則が認められているよりはもっと長い間完全に仕事を継続できる教師も多く存在することは明らかである。実際、これらの規則中に体现されている反証を許さない推定は **Vlandis Case** 中の推定と同じように『必ずしもまたは一般的にも正し

くない』ものであり適正手続条項を犯すものである』³⁴⁾と。

州側はまた強制的な職場離脱日を定めることは行政上の便宜性という利益に資する面があるということを示した。その主張は妊娠教師の事例はたくさんあるのでこの規則は事例毎の決定という煩雑さを取り除く事に役立つものであるということであった。この主張に対しては最高裁判所は州は正当な目的を達成するための迅速かつ有効な手続を考えるという利益を持っていることを認めながらも、Stanley 判決で述べた迅速性に勝る価値という論理を引用した後、この正当化を次のように否定するのである。「教育委員会がすべての妊娠女性は妊娠4ヶ月から5ヶ月経過後、または第1ヶ月目においてさえ教える適格性を欠いていると決定的に推定することはよりたやすいことであろうが、このような行政上の便宜性ということだけをもってしては別の点で法の適正手続を犯しているものを有効にするには十分でないのである。修正14条は教育委員会の持っている正当な目的を支えるに際して憲法上の自由をこれほど広く侵害しないような別の行政手続を採用することを求めているのである」³⁵⁾と。ここにおいても議会の示した区分の正当性に対する判断と、行政の便宜性に対する判断を否定しているのである。最後に復帰要件として産後3ヶ月と定めていたことに対して、3ヶ月まで適格性を欠くという推定が働いていると認定し、この推定は他方で医師の診断書を要請しているのであるからまったく不必要なものであるのみならず憲法的にも許されないとすると同時に、教育の継続性という問題にも無関係なものであり、専断的で合理性を欠いていると判断しているのである³⁶⁾。

以上70年代前半における5つの違憲判決の論理を概観してみた。これらに適用された「反証を許されない推定則」という基準は違憲審査基準の中においてどのような特質を備えたものといえるのであろうか。次にその点について考察を試みてみたい。

四. 「反証を許さない推定則」

——その特質——

一般に議会が法律を作る際に、国民の一方に恩恵を与え他方に与えないとか、あるいは一方に負担を課し他方に課さないというような区分を設定する形式で法を制定する場合がある。こういう場合憲法上二つの問題が生じてくる。一つはこのように国民を何らかの理由により同一に扱わない時その理由は正当であり、かつ立法目的と手段とは関連性があるということ、いま一つはこの法律を適用する場合に区分分けされた人物について正確な確認判定がなされなければならないということである。前者の要請は法の平等保護の要請であり、後者は法適用上の適正手続の要請である。たとえば年令により国民を異ったように取り扱う場合、平等保護の観点からはその理由の正当性並びにその理由と年令による区分との関連性が求められ、適正手続の観点からは現実にそれを適用されている国民が法定年令に該当するかどうかを確認するための聴聞が必要とされるのである。前者は議会の判断そのものである法の実体に関わる問題であり、後者は適用手続に関するものである。アメリカ憲法は平等保護条項はあらゆる国家の行為に適用されることを予定し、適正手続条項は国民から生命、自由、財産を剝奪する国家の行為にのみ適用されることを予定している。

これまでみてきた反証を許さない推定の諸事件においては最高裁判所はいずれも適正手続違反と述べたが、そこで争われたものは各事件で問題となっていた法律上の区分中に当事者が実際に属していたかどうかを争ったものではなく、この区分分け自体が制定法目的との関連性で正当化できるかどうかという法律の実体面についてであった。たとえば LaFleur Case においては当事者は自分は妊娠5ヶ月に達していないのに達したものとして取り扱われたことを争ったのではなく、妊娠5ヶ月経過後の女教師は教師として不適格であるという議会の行った区分自体の正当性を争ったものであった。しかも区分

の正当性を問題とする過程で最高裁は立法目的についてはいずれも正当なものと認めた上で、その立法目的達成の手段に違憲性を認めたものであった。よってこれはいわゆる *Procedural Due Process* に属する問題ではなく *Substantive Due Process* に属する判断なのである。そのことは大部分の事件において、最高裁がもしこれが *Procedural Due Process* 批判の問題であるとすればどのような種類の生命、自由、財産の剥奪があったかについて判定しなければならないにも関わらず、それを問題とせずむしろ立法目的に照らして区分わけの正確性を問題にしたということからもわかるのである。そこにはまさに平等保護の観点からする思考方法が現われておりこの点からも *Substantive Due Process* の判断を示したということがうかがえるのである。しかし今回のこの *Substantive Due Process* の立場は前述したごとく立法部の示した判断全体を再評価して否定するというほど積極的なものではなく、目的達成手段について異議をさしはさんだものであるから伝統的に批判されてきた *Substantive Due Process* の判例とは異ったものと言うべきであろう³⁷⁾。1937年以前において裁判所の示した幾多の事例は、たとえば契約の自由を侵すがゆえに適正手続違反とされた *Lochner Case*³⁸⁾ とか *Coppage Case*³⁹⁾ に代表されるように、国会の示した社会政策的政策全体を否定するものであった。またさりとて今回のこれはその後1937年以降に示された実体則審査に対する極度の抑制を示した例えば1963年の *Ferguson Case*⁴⁰⁾ に代表されるような抑制された *Substantive Due Process* 判例とも異ったものであった。すなわちこれは1937年以前の積極的司法審査の根拠となった基準と、1937年以降示された消極的審査基準との中間の基準⁴¹⁾ということも可能であろう。

では実際に今回の諸事件においてとられたこの「反証を許さない推定則」の基準は法の実体面を審査する基準としてどういう特徴を備えていたのであるか。これは平等保護との対比で明らかにすべきであろう。なぜなら裁判所が

1937年以降法の実体問題の審査については *Due Process* の観点を放棄し、これを平等保護の問題としてきたにもかかわらず、また、今回の諸事件が国民を異ったように扱うという平等保護に関する問題をいずれも提起しかつ当事者もそれを争ったにもかかわらず、最高裁はこれを平等保護の問題として扱わないで *Due Process* の問題として扱ったことによりどのような相違点が生れたのかを明らかにしたいからである。

最高裁判所は平等保護の下で審査基準を今日までどのように扱ってきたかをみると、そこには三つの基準ともいべきものが存在するといえよう。一つは *Strict Scrunity* とよばれるものでもっとも厳格な基準である。これは通常、裁判所が基本的権利(利益) (*Fundamental Interest*) と認定するものが侵害されたと判断する場合と、法律上とられている区分が違憲の疑いのある区分 (*Suspect Classification*) に該当すると判断する時に適用される基準である⁴²⁾。これまでに最高裁が基本的権利と認定したものには、子供を持つ権利⁴³⁾、投票権⁴⁴⁾、移転の自由⁴⁵⁾、プライバシーの権利に関するもの⁴⁶⁾等があげられる。そして違憲の疑いのある区分と判定されたものには人種⁴⁷⁾、国籍⁴⁸⁾、外国人⁴⁹⁾、貧困⁵⁰⁾、性⁵¹⁾、庶出⁵²⁾などがある。これらはいずれも領域が確定しているものではなくたとえば前者については、今日でも年金受給権とか教育を受ける権利が基本的権利であるかどうかについて争われ、最高裁はこれを消極的に解している⁵³⁾し、また後者についてはたとえば性が違憲の疑いのある区分に該当するかどうかについては1971年から今日に至るまでの一連の性差別に関する事件で争われ、最高裁は *Frontiero Case* においてこの認定を行ったが、それは4名の判事の賛成を得たにとどまり今日まで多数の判事の支持をえるには至っていない⁵⁴⁾。この厳格審査基準の内容と特質は次の点にある。第一に法律に対し合憲性の推定を働かせない。すなわち憲法違反を主張する原告はそれを立証する責任を負わされないのである。国側はこのような区分の法定を必要とする不可避的な国益 (*Compelling*

State Interest) が存在することを立証しなければならない。第二にこのような国益の存在が立証されるとしてもこれがより侵害性の少い手段によっても達成できる場合にはこのような区分をとることの必要性はないとされる⁵⁵⁾。ゆえにこれは立法の目的の正当性が証明されない場合と、目的達成手段はこの区分以外には存在しないことが証明されない場合には違憲とされるのである。この基準を適用した場合においても合憲ということは理論上可能であるが、この厳格テストが発動されるとだいたいその結果は違憲とされてきたという特徴を持つ⁵⁶⁾。

第二の基準は **Traditional Equal Protection Standard** と言われるものでもっともゆるい基準である。これは社会経済立法に主に適用される基準とされてきた。その内容は法律に対し強い合憲性の推定を働かすというものである。ゆえにそこから違憲の主張をする原告に対して、法律上の区分が合理性を欠くということを立証する責任を負わす⁵⁷⁾。この基準の下では目的と手段との間に一応の関連性が認められれば、言いかえればまったく関連性がないということが立証されないかぎり、合憲とされるから従来この基準を適用された事例においてはほとんど合憲の判断が下された。以上の二つの基準はどちらの基準を適用するかにより結論はおのずから予測できるというところに特徴があり、柔軟性に乏しいという欠陥をもつものである。

第三の基準⁵⁸⁾はこれまでのものが1960年代にひんぱんに適用されたのに対し1970年代になって裁判所により適用されるに至ったもので、それは主に区分に対する合理的理由は一応存在するが基本的権利の侵害とか **Suspect Classification** というようなものに関っていない事件に適用されてきた。すなわちもっともゆるい合理性テストには合格するが厳格審査基準の対象とはならない中間的存在の事件に適用されるのである。この基準は **Intensified Means Scrutiny**⁵⁹⁾ とか **Heightened Rationality Test**⁶⁰⁾ とよばれているように正当な目的と目的達成手段の実質的関連性を問題とする。すなわち立法

上の手段が実質的に立法目的を達成するものであるかどうかを調べるのである。そこからしてこの審査において裁判所は実質的に目的を達成するものであるかを判定するために、立法の背後にあってその区分を支えている事実の認定作業に携わる必要が出てくるのである⁶¹⁾。先の二つの基準が判決結果を予測できるものであったのに対しこれは判決結果を予測しがたくさせる面があるが、実質的にはこの基準の採用により裁判所は介入する事件の領域をふやす結果となったといえるのである。

では「反証を許さない推定則」は区分の正当性を判断する基準としてはどのような特徴をもっているのだろうか。まずこれが適用された前出の事例を吟味してみると、いずれもそれらは区分の適用対象領域が広すぎるのではないかということが争われた事件であった。たとえば肉体的に執務不能状態になった教師を交替さすことにより常に執務可能な教師を確保するという目的が正当であるとしても、妊娠5ヶ月経過後の女教師全員をその適用対象に含めるということはその適用対象が広すぎるのではないか、また住民学生を授業料の面で優遇するという目的が正当であるとしても入学申込時に州外に住所であった者すべてを非住民と認定することはその適用対象が広すぎはしないかという争いであった。すなわちこれらは目的に対する目的達成手段の正確度を問題としていたのであるから、平等保護分析における第三の基準の適用対象となった事件と同種のものであったといえるのである。このことは1973年に示された最高裁の **Murry Case**⁶²⁾ を同年同日に下された **Moreno Case**⁶³⁾ と対比してみると一層明らかとなるのである⁶⁴⁾。この両事件はいずれも1964年の **Food Stamp Act** が関係している。**Moreno Case** においては1964年法中の家族関係にない者を含む家庭に **Food Stamp** を拒否する条項が関係していた。この立法目的は **Food Stamp** の詐取防止にあった。その手段として家族関係にない者を含む家庭だけを排除する理由について、政府側は詐取を行った者を発見することに伴う困

難性が普通の家庭より家族関係にない者を含む家庭の方が大きいという点をあげていた。これに対し最高裁判所は平等保護条項の第三基準を適用して違憲判決を下した。それは当該条項はまさに法が救おうと考えていた適用対象者そのものを排除しているからであるということであった⁶⁵⁾。Murry Case は前述したように18歳以上の者で税法上の他人の扶養家族とされている者を同居させている家庭に Food Stamp を拒否するというものであった。この立法目的は貧困でない者の Food Stamp の濫用を防止するという点にあった。これを最高裁は反証を許さない推定という点から違憲としたのであった。しかしこの両事件を対比してみると、両事件のかかえている状況はまったく同じものである。すなわちいずれも正当なる立法目的を達成する手段の正確度が問題とされたのである。ゆえにこれら両事件を解決する判断基準は同じであり得る。すなわちMoreno Case においても「反証を許さない推定則」を適用できるし、逆にMurry Case においても目的と手段の実質的関連性の吟味という点から審査可能であった。では同時に下された争点を同じくするこの両判決に適用された二つの基準は同じ内容をもつものだろうか。「反証を許さない推定則」の内容については前述の Vlandis Case の中において適切に表現されている。それは「推定が必ずしもまたは一般的にいて真実とはかぎらない時、並びに合理的な別的手段が存在している時」反証を許さない推定は適正手続条項に違反すると述べていたのである⁶⁶⁾。すなわち基本事実と推定事実との間にほとんど完全なる一致が存在しないかぎり憲法違反ということなのである。たとえば7年間消息不明という基本事実から死亡という推定事実を引き出す場合、この消息不明と死亡との間に完全なる一致をみなければ憲法違反となるということである。またたとえば肉体的不能な教師を教室から排除するという目的をかかげ、妊娠5ヶ月経過後の女教師を不能と認定し排除するという手段をとる場合、妊娠5ヶ月経過後の女教師は必ず肉体的不能であると

いう証明がなされないかぎり憲法違反となるということである。すなわち目的と手段の完全なる一致を求めるものともいえるのである。これに対し平等保護の第三基準の内容を吟味してみると、これは目的と手段の実質的関連性を求めるものであり、完全な一致を目指す「反証を許さない推定則」の場合とは異っている。ゆえにMoreno Case に適用された基準と Murry Case に適用された基準とは、その対象を同じくし、しかも手段審査という面での共通性をもちつつも、基準の厳格性において大きく異っているのである。

法的区分の憲法適合性を判断する際に適用される裁判所の基準は以上のように四種類のものが存在しているとも言えるのである。この中において「反証を許さない推定則」はどういう特質を備えているかを考えてみたい。まずその審査基準の厳格性の程度という観点からこれを見てみると、「反証を許さない推定則」は「厳格審査」と同じ程度の厳しさをもった基準といえよう。すなわちこの二つの基準が適用された場合、ほとんどの法律が憲法違反となる可能性が存在すると思えるからである。しかし次の二つの点において「反証を許さない推定則」は「厳格審査」より厳しい基準とも言えるのである。

一番目は「厳格審査」の場合には国側が当該区分をとることの避けられない必要性の存在とそれに代る他の手段が存在しないことを証明すれば理論上は違憲判断を避け得るのに対し、「反証を許さない推定則」の場合には目的と手段の完全一致が求められることからして合憲となることは皆無といえよう。たとえば1944年の *Korematsu v. U. S.* 事件⁶⁷⁾ すなわち日系アメリカ人を西海岸から排除するという法的措置が平等条項に違反しないとされた事件で、これは人種、出身国にもとづく区分を含んでいた。「厳格審査」が適用されたのであるが、国側が「戦時の緊急性からのこの行為の必要性」という不可避的国益を証明したとして合憲とされたのであった。もしこの場合「反証を許さない推定則」が適用されていれば「スパイ活動の防止」

という立法目的と「日系アメリカ人全員を排除する」という手段との完全一致は立証不可能であるから、当然違憲の判断が下される可能性が大となるのである。このようにみえてくると「反証を許さない推定則」は区分審査に関する四つの基準のうちでもっとも厳しい審査基準とみることができるのである。

二番目は「厳格審査」の場合にはその適用対象要件として Fundamental Interests の侵害または Suspect Classification の存在のいずれかが求められるのに対し、「反証を許さない推定則」の場合にはすべての区分が対象となりうるという点である。推定は通常明文で法律に表明されているとはかぎらないが、最高裁の立場からするとあらゆる法律区分は程度の差はあれ反証を許さない推定を採用していることになる⁶⁸⁾。なぜなら最高裁が反証を許さない推定の存在を認定した方法は、まず立法目的を認定してそこから推定を引き出すというやり方であったからである。たとえば LaFleur Case における規則そのものには「推定する」という文言は使われていなく、ただ「すべての女教師は妊娠6ヶ月目で強制休暇をとること」としていたにすぎない。裁判所はここからこの立法の目的を「肉体的適格性を備えた教師を確保すること」と判定し、もって「同規則は妊娠6ヶ月以後の女教師は肉体的に不適格」という推定を働かせていたと断定し、そしてこの推定の正確性を問題としたのであった。この方法でいくと法律の目的が裁判所によって確定されるとほとんどの法律はある程度の不正確な区分を採択しているから、常にその法律は反証を許さない推定を含んでいるものとみなすことが可能になるのである。たとえば「自動車速度制限法」の立法目的を「安全運転の確保」と認定すると、そこには「法定速度以上の速さで走った者はすべて安全運転ができない」という推定が働いていることになり、これは個々の運転者を中心に考えると事実と一致しないという面がでてくるから「反証を許さない推定」ということになる。またこの点からみれば年齢による選挙権の制限等、法的権利義

務に対する制約をはじめとしあらゆる区分はその立法目的が確定されるやその中に「反証を許さない推定」を含むとされ憲法違反とされ得るのである。このようにあらゆる法律は一たびその法の適用をうけた当事者が「反証を許さない推定」の存在申し立を行えば、裁判所において適正手続違反の判断を下されることになるであろう。これは厳格審査基準適用の場合よりも違憲を判断される率がより高くなりほとんどの法律が違憲とされる可能性が生れるということであり、「反証を許さない推定則」はこの面からも四つの基準でもっとも厳しい判断基準となるのである。

このように厳しい審査基準はどのような効果を果すのであろうか。まず指摘できる点はもしもこの基準がすべての立法区分に適用され違憲判断が続出するならば、ほとんどの立法作業が不可能にされ多数者の意思による統治という民主制の原理を麻痺させる事態さえ招来せしめることになるということである。この原理が批判される点はここにあるのであり、最高裁の1970年代になってからの諸判決に対する裁判所内外における批判もこの点を問題にしていたのであった⁶⁹⁾。

このように「反証を許さない推定則」にはその厳格性のゆえに裁判所の議会に対する絶対的優位性確立の危険性もあるが、他方きめの細かい判断を立法過程で議会に要求するという個人の尊重という観点からは望ましい面も内包していることを同時に見落してはならない。このことは原則のもつ行政能率優先を否定する立場についても言えることである。これは立法目的達成手段として法定されているものよりもより侵害性の少ない手段がある場合にはその採用を求めるというもので、このような立場は「厳格審査基準」と「第三の基準」においてもとられている。区分を定める背後には必ずそれを適用する場合の能率性、経済性に対する判断がある。すなわち経費を少くして迅速に法を執行することを是とする判断である。迅速性を重んずればルールの内容は明確にはなってくるがきめの細

かさを失ってくる。たとえば妊娠5ヶ月目という一線を引くことはその判断基準を明確に示すことになるが個人の相違という点に対する配慮が失われてくるのである。裁判所は一連の判決において、憲法は能率性よりは高い価値を選択しているのであるという立場から個別的な判断に基づく判定を請求したのであった。ただこの場合議会の能力がこの要請にどの程度応えうるかという現代的問題がもち上ることにも目を向けておく必要はあろう。すなわちここで懸念されることは、裁判所が議会の採択した明確なルールに基づく能率的な法の執行ということを否定すれば、議会はよりきめの細かいルールを法定しなければならないという立場から法の執行者である行政官に大きな裁量権を与えるような形式のルールを採択するに至るであろう。たとえば妊娠5ヶ月という一線を引かずに「妊娠した者で肉体的不能の者は休暇を取るべし」という形式のルールを定めるであろう。しかしこの場合具体的判断を形成する行政官の判断いかんによっては不公平、予測不可能の事態、個別的判断に伴う経費の増大ということも起り得るのである。「反証を許さない推定則」がかかえるいま一つの問題はこの点にあるのである。だがこの行政の裁量権行使の濫用の防止問題は別に考えればよいから、この懸念により「反証を許さない推定則」のもつプラス面を見失うことがあってはならないのである。個人を尊重するという憲法の根底に存在する中心的価値の観念から考えるなら、個々人のもつあらゆる面での能力を個々に判断してその本人の負う負担とかまたは享受する利益を決定することは望ましいことである。現代は社会の複雑性のゆえにともすれば能率を優先しその為に個人というものが無視されることを考えるなら、この原則はむしろ憲法の本則から引き出される歓迎すべき原理として尊重されるべき面もあるのである。この原則がもつこのような側面を決して看過してはならないのである⁷⁰⁾。

五. む す び

以上「反証を許さない推定則」の持つ特質について述べてきたが、この原則は決して最高裁の内部において確固としたものとなっているとはいえない。今まで述べてきたような批判がその都度少数意見としてくり返されてきていたのである。そして1975年には最高裁はこの原則の適用を制限するという方向を表明するに至った。Weinberger v. Salfi⁷¹⁾において最高裁は6対3で当事者のなした「反証を許さない推定則」の申し立を拒否し合憲判断を下した。社会保険法 (Social Security Act) は遺族給付金の受給資格を被保険者との関係が少なくとも死亡の九ヶ月前に開始していた者に限定していた。この立法目的は遺族給付金を得るという目的だけで結婚する者に対する給付支払いを排除することにあった。したがってここには九ヶ月未満の婚姻関係は当事者の意思にかかわらず遺族給付金目当てのものであったという「反証を許さない推定」が存在していたと言うことがこれまでの最高裁判例の立場からすれば可能であった。当事件の当事者は結婚後六ヶ月で夫が死亡した妻とその娘で、両人は右のような「反証を許さない推定」の存在を主張し、かつ、この法律の立法目的は正当であるが被保険者との関係の善意性を立証する機会を与えられるべきであると主張した。連邦地方裁判所は Stanley, Vlandis, LaFleur の三判決に依拠して原告勝訴の判断を示した⁷²⁾が、最高裁判所は本件とこれら三判決とを区別し、この事件をもっとゆるい合理性審査に基づいて合憲とした。その区別の理由は Stanley, LaFleur 両事件は子供を養育する親の権利、結婚し家族生活を営むことを選択する自由という基本的な利益が関係し、これらは伝統的に Due Process Clause によって保護されてきたものであるのに対し、本件は政府からの契約によらない給付に対する請求権が関係しているにすぎないがゆえに、前二者はより厳しい基準を適用するに適していたということであった。また Vlandis においては州が授業料優遇措置に

居住要件を課していたのであるから申請人にそれに関する証拠提出を認めなければならなかったのに対し、本件は結婚に対する当事者の善意性というような要件を課していないから関係証拠の提出を認める必要はないということであった。これに対し少数意見はこの区別を認めず本件と先例との類似性を指摘しているのである。今後最高裁はおそらく「反証を許さない推定則」の適用に関してはこのように先例との類似性の有無について厳密な判定をすることでその適用対象領域を限定していくことが予測される。

裁判所の司法審査基準がこのように変化したことに対して、司法部万能主義者は「反証を許さない推定側」のもつ強い力を積極的に評価することから、このような態度の変化を非難するかもしれない。また逆に議会と行政部に優位性を求める者は、裁判所の審査基準の厳格性を批判し本件の消極的態度を歓迎するであろう。しかし重要なことは立法、行政、司法の三者の関係から起ってくる結果であるというべきであろう。裁判所が「反証を許さない推定則」という厳しい基準を示したことは、ともすれば能率万能、経済性万能主義に陥りがちな立法、行政部の態度に対し、個人の尊重という憲法のとっている基本的な価値を再認識させるという効果を果したといえよう。この結果、立法部、行政部の立法作業に個人の尊重の観念をより反映させるという結果を引き起こすことになれば司法部は一つの機能をはたしえたと言うべきであろう。ゆえに司法部がこの原則の適用に自己抑制を加えたりあるいは積極的に政策領域面にも介入したりするかは、立法部、行政部との関わりにおいて今後常に変化していくことなのである。この原則の適用の範囲について考察する際にもこの点に常に留意する必要があるのである。司法審査基準は国民多数の意思である立法内容に対応して常に多様性をもってくるものであるといえよう。司法審査制度は出発点においてその全体像が確定されたものではなかったがゆえに、常にその姿は現実の運用過程の中で実験が試みられ変遷していくものであるということの一端

を、この「反証を許さない推定則」の適用をめぐる問題もまた示しているのである。(了)

註

- 1) Note, *The Irrebuttable Presumption Doctrine in the Supreme Court*, 87 HARV. L. REV. 1534, note 7 (1974); John D. Johnson, Jr., *Sex Discrimination and the Supreme Court—1971–1974*, 49 N.Y.U.L.R. 617, 630 (1974).
- 2) Notes, *The Conclusive Presumption Doctrine: Equal Process or Due Protection?*, 72 MICHIGAN L. REV. 800, 821–823 (1974); 田中英夫「私有財産権の保障規定としての due process clause の成立」(1-7), 69 国家 1-2, 70 国家 3-4, 11-12, 71 国家 6, 72 国家 3, 7, 8.
- 3) 270 US 230 (1926).
- 4) 285 US 312 (1932). 尚 Handy v. Delaware Trust Company, 258 US 352 (1932) も同じ争点に対する違憲判断である。これら両事件はいずれも連邦法が修正5条違反と判定されたものである。
- 5) 284 US 206 (1931).
- 6) 例えば Henry J. Abraham, *JUSTICES AND PRESIDENTS: A Political History of Appointments to the Supreme Court* (New York: Oxford University Press, 1974) 198 参照。
- 7) Schlesinger Case, Heiner Case, Hoepfer Case という初期の「反証を許さない推定測」事件ではいずれもこれら三判事は反対意見を述べている。*Irrebuttable Presumption, op. cit.*, 87 HARV. L. REV. 1539, note 32 (1974).
- 8) 304 US 144 (1938). *Irrebuttable Presumptions: An Illusory Analysis*, 27 STANFORD L. REV. 449, note 4 (1975) 参照。
- 9) 伊藤正己著「言論出版の自由」24-25頁(岩波, 昭和34); Henry J. Abraham, *FREEDOM AND THE COURT*, 14-15 (Oxford 1972); Richard Furston, *The Double Standard of Constitutional Protection*, 90 POL. SCI. Q. 261 (1975).
- 10) 但し最高裁がその後の事件においても間接的にはあるが *Irrebuttable Presumption* にふれた事件があることについては *Irrebuttable Presumptions, op. cit.*, 27 STANFORD L. REV. 449, note 4 を参照。尚1965年の Carrington v. Rush, 380 US 89 事件ではテキサス州駐留の軍人に投票権を認めないテキサス州憲法の条項が平等条項に反する

- と判定されたのであるが、この判決中で Stewart 判事は非住民性についての推定を反駁する機会を永久に軍人に与えないことで当該条項は修正 14 条違反の許されない差別を行っているとして述べた。そしてこの推定は絶対的なものであるとして Heiner Case を引用している。この判決が普通 1930 年代以降の例外的事件として扱われている。
- 11) この原則を適用して下された連邦下級審裁判所の違憲判断を最高裁が認めなかったものとして Mourning v. Family Publications Service, Inc., 411 US 356 (1973) と Weinberger v. Salfi, 95 S. Ct. 2457 (1975) がある。最高裁は下級審の due process 違反という判断 (449 F 2d 235; 373 F Supp 961) をいずれも破棄している。
- 12) 402 US 535 (1971).
- 13) Gerald Gunther, CONSTITUTIONAL LAW: Cases and Materials 9th. ed. (The Foundation Press 1975) p. 889; *Irrebuttable Presumption*, *op. cit.*, 87 HARV. L. REV. 1540 (1974).
- 14) 402 US 541, 29 L Ed 2d 95-96 (1971).
- 15) 405 US 645, 31 L Ed 2d 551 (1972).
- 16) 31 L Ed 2d 559-561 (1972).
- 17) *ibid.*, 561-562.
- 18) *Irrebuttable Presumptions*, *op. cit.*, 27 STANFORD L. REV. 456, note 45 参照。
- 19) 412 US 441, 37 L Ed 2d 63 (1973).
- 20) 第一学期には授業料 150ドル、非住民費用 200ドルを支払う必要があるのに対し、住民学生は一切支払わなくてよく、また二学期におけるこの関係は 425ドルの授業料と 200ドルの非住民費に対し住民学生は 175ドルの授業料だけを支払えばよいことになっていた。
- 21) 346 F Supp 526, 528 (1972).
- 22) 37 L Ed 2d 69 (1973).
- 23) *Ibid.*, 71-72.
- 24) *Ibid.*, 72.
- 25) Berger 長官と Rehnquist 判事の反対意見 (*ibid.*, 76-78) 参照。
- 26) 413 US 508, 37 L Ed 2d 767 (1973).
- 27) *Ibid.*, 773 (1973).
- 28) 37 L Ed 2d 772-773 (1973).
- 29) 414 US 632, 39 L Ed 2d 52 (1974).
- 30) バージニア州で問題とされたものは出産予定日の 4ヶ月前には休暇をとること、出産後は教壇に立つ適格性ありとする医師の診断書を提出し、かつ本人が子供の世話により業務に支障をきたすことはないという保証をするとき雇用再資格ありとされること、並びに再資格を認定された日以降に始まる学年歴の第一日までには再就職することが保証されるという内容のものであった。
- 31) 39 L Ed 2d 62 (1974).
- 32) *Ibid.*, 62.
- 33) *Ibid.*, 62.
- 34) *Ibid.*, 63-64.
- 35) *Ibid.*, 64.
- 36) *Ibid.*, 65-66.
- 37) Rehnquist 判事は Vlandis Case と Murry Case の反対意見中でこの立場を 1937 年前の状態に匹敵するとしている。これに対する反論としては *Conclusive Presumption Doctrine*, *op. cit.*, 72 MICH. L. REV. 824-825 (1974) を参照。
- 38) 198 US 45 (1905).
- 39) 236 US 1 (1915).
- 40) Ferguson v. Skrupa, 372 US 726 (1963). *Conclusive Presumption Doctrine*, *op. cit.*, 72 MICH. L. REV. 826 は 1937 年以前のもを “Old” Substantive Due Process と呼ぶのに対し、これを “New” Substantive Due Process と呼んでいる。
- 41) *Conclusive Presumption Doctrine*, *op. cit.*, 72 MICH. L. REV. 825-827 (1974).
- 42) *Development in the Law—Equal Protection*, 82 HARV. L. REV. 1065, 1087-(1969); McGowan v. Maryland, 366 US 420, 425-26 (1961); Shapiro v. Thompson, 394 US 618 (1969); Note, *Fundamental Personal Rights: Another Approach to Equal Protection*, 40 UNIV. CHI. L. REV. 807, 812-817 (1973).
- 43) Skinner v. Oklahoma, 316 US 535 (1942).
- 44) Dumn v. Blumstein, 405 US 330 (1972); Harper v. Virginia Bd. of Elections, 383 US 663 (1966).
- 45) Shpiro v. Thompson, 394 US 618 (1969).
- 46) Roe v. Wade, 410 US 113 (1973); 佐藤幸治 (1975-1) アメリカ法 111 頁。
- 47) Loving v. Virginia, 388 US 1 (1967); McLaughlin v. Florida, 379 US 184 (1964).
- 48) Oyama v. California, 332 US 633 (1948); 藤倉皓一郎, 釜田泰介「日系アメリカ人事件の研究」(→同志社法学 138 号, 64 頁。
- 49) Graham v. Richardson, 403 US 365 (1971).
- 50) Griffin v. Illinois, 351 US 12 (1956).

- 51) *Frontiero v. Richardson*, 411 US 677 (1973) (plurality opinion).
- 52) *Gomez v. Perez*, 409 US 535 (1973).
- 53) *Jefferson v. Hackney*, 406 US 535 (1972); *Richardson v. Belcher*, 404 US 78 (1971); *Dandridge v. Williams*, 397 US 471 (1970); *Lindsey v. Normet*, 405 US 56 (1972); *San Antonio Independent School Dist. v. Rodriguez*, 411 US 1 (1973); *United States v. Kras*, 409 US 434 (1973) (discharge in bankruptcy); Note, *Boraas v. Village of Belle Terre: The New, New Equal Protection*, 72 MICH. L. REV. 508, note 21 (1974); Note, *Conclusive Presumption Doctrine*, *op. cit.*, 72 MICH. L. REV. 81, note 81 (1974). 尚 Rodriguez Case については藤倉皓一郎「人種の共学」同志社アメリカ研究 11号 24-27頁 (1975) を参照。
- 54) *Reed v. Reed*, 404 US 71 (1971); *Stanton v. Stanton*, 421 US 7 (1975); *Weinberger v. Wiesenfeld*, 420 US 636 (1975); *Frontiero v. Richardson*, 36 L. Ed. 2d. 583, 594-595 (1972).
- 55) 前出註 41 と *Conclusive Presumption Doctrine*, *op. cit.*, 72 MICH. L. REV. 810-812 (1973).
- 56) 合憲とされた数少ない例として *Korematsu v. US*, 324 US 214 (1944) があげられる (*Ibid.*, 811, note 47)。
- 57) *Equal Protection*, *op. cit.*, 82 HARV. L. REV. 1065, 1077 (1969); *Conclusive Presumption Doctrine*, *op. cit.*, 813-14 (1974); *McGowan v. Maryland*, 366 US 420 (1961).
- 58) G. Gunther, *The Supreme Court, 1971 Term-Foreword: In Search of Evolving Doctrine on a Changing Court: A Model for a Newer Equal Protection*, 86 HARV. L. REV. 1 (1972); Note, *The Decline and Fall of the New Equal Protection*, 58 VA. L. REV. 1489 (1972); *Boraas v. Village of Belle Terre*, 476 F. 2d. 806 (1973); *KARN V. SHEVIN and the "Heightened Rationality Test"*, 32 WASHINGTON AND LEE LAW REVIEW 275, 277-8, note 14 (1975).
- 59) Note, *Conclusive Presumption Doctrine*, *op. cit.*, 814 (1974).
- 60) *KARN v. SHEVIN and the "Heightened Rationality Test"*, *op. cit.*, 1278 (1975).
- 61) Note, *Boraas v. Village of Belle Terre; The New, New Equal Protection*, 72 MICH. L. REV. 508, 514 (1974); Note, *Conclusive Presumption Doctrine*, *op. cit.*, 814-815 (1974).
- 62) *United States Department of Agriculture v. Murry*, 413 US 508 (1973).
- 63) *United States Department of Agriculture v. Moreno*, 413 US 528 (1973).
- 64) Note, *Irrebuttable Presumption*, *op. cit.*, 87 HARV. L. REV. 1534, 1536-1539 (1974).
- 65) 413 US 528, 538 (1973).
- 66) *Vlandis v. Kline*, 37 L. Ed. 2d. 63, 71 (1973).
- 67) 323 US 214 (1944); ユージン v. ロストウ (藤倉皓一郎訳) 「日系アメリカ人事件」同志社法学 90, 91号; 藤倉皓一郎, 釜田泰介「日系アメリカ人事件の研究」(二) 同志社法学 139号, 46頁。
- 68) Laurence H. Tribe, *Childhood, Suspect Classifications, and Conclusive Presumptions: Three Linked Riddles*, 39 LAW AND CONTEMPORARY PROBLEMS 8, 10-11 (1975); *Irrebuttable Presumption*, *op. cit.*, 27 STANF. L. REV. 449, 451 (1975); *Irrebuttable Presumption Doctrine*, *op. cit.*, 87 HARV. L. REV. 1534, 1548 (1974); *Conclusive Presumption*, *op. cit.*, 72 MICH. L. REV. 830.
- 69) *Vlandis Case, LaFleur Case* における Rehnquist 判事の反対意見を参照。
- 70) いかなる場合に個別判断をすべきかについては Tribe, *Structural Due Process*, 10 HARV. CIV. RIGHTS-CIV. LIB. L. REV. 269 (1975) を参照。
- 71) 95 S. Ct. 2457 (1975), 43 LW 4985.
- 72) *Salfi v. Weinberger*, 373 F. Supp. 961 (1974). (同志社大学法学部助教授)